

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例				
主管課	税務課				
根拠法令等	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令 (平成29年6月30日公布、平成30年4月1日施行。)</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成29年6月30日公布、平成30年4月1日施行。)</p>				
<p>【改正の概要】 障害者の雇用促進を図るための県税（個人事業税・法人事業税）の特別措置に関する条例の一部改正</p> <p>○適用対象となる個人及び法人が常時雇用する労働者の数を変更する。 （現行） 50人未満 → （改正案） 45.5人未満</p>					
施行日	法人 平成30年4月1日 個人 平成31年1月1日				
<p>【その他参考事項】</p> <p>【制度の概要】</p> <p>1 対象となる事業主 障害者の雇用を拡大した事業主（次の要件に該当していることが必要）</p> <p>① 常時雇用する労働者の数が45.5人未満であること。 ② 適用対象事業年度（年）の雇用障害者数が基準事業年度（年）の雇用障害者数を超えること。</p> <table border="1"> <tr> <td>適用対象事業年度（年）</td> <td>この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 (法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1月1日から12月31日までの期間)</td> </tr> <tr> <td>基準事業年度（年）</td> <td>法人：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の期間 個人：平成28年1月1日から同年12月31日までの期間</td> </tr> </table> <p>③ 雇用保険の適用事業の事業者であること。</p> <p>2 軽減内容 現行税率の1/2を軽減する。 ただし、軽減税額は、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。</p>		適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 (法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1月1日から12月31日までの期間)	基準事業年度（年）	法人：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の期間 個人：平成28年1月1日から同年12月31日までの期間
適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 (法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1月1日から12月31日までの期間)				
基準事業年度（年）	法人：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の期間 個人：平成28年1月1日から同年12月31日までの期間				